

○長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱

令和元年6月12日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ）から市内に移住し、就業又は起業をする者に対し、予算の範囲内において長岡市移住・就業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定める要件の全てに該当する者で、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 次に規定する就業に関する要件の全てに該当する者

ア その勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）に所在すること。

イ その就業先が、新潟県移住・就業支援事業の対象に係るマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載されている求人であること。

ウ その就業先の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において就業先に連続して3か月以上在職していること。

オ その就業先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

キ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(2) 内閣府が支援するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当するもの

- ア その勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ウ その就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地での変更でなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) その従事するテレワークが次の要件の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住下での業務を引き続き行うこと。
- イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 次に規定する本市に関する要件のいずれかに該当すること。

- ア 本市へのふるさと納税（地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附をいう。）の額が4万円を超える者
- イ 本市への移住に向けたイベントに参加の実績がある者
- ウ 本市出身者又は本市に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）を卒業した者で、34歳以下又は就職氷河期世代(昭和41年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者をいう。)に該当するもの

(5) 新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、2人以上の世帯にあつては100万円、単身世帯にあつては60万円を上限とする。

2 前項の2人以上の世帯とは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金を申請した者（以下「補助金申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、補助金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (2) 補助金申請者を含む2人以上の世帯員が補助金申請時において、補助金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 補助金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも補助金申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(4) 補助金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3 前項の規定に該当しない世帯は、第1項の単身世帯とみなす。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、長岡市移住・就業支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、当該申請をした者に対し、長岡市移住・就業支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(届出等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、長岡市移住・就業支援事業補助金変更届出書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて速やかに市長へ届け出なければならない。

(1) 長岡市移住・就業支援事業補助金交付申請書に記載された事実と異なる場合

(2) 補助金の申請日から5年以内に長岡市から転出した場合

(3) 補助金の申請日から1年以内に第2条第1号又は第2号要件を満たす職を辞した場合

(4) 新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

2 市長は、補助金の交付を受けた者及び就業先等関係機関に対し、必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が前条第1項に掲げる事項に該当する場合は、次の各号の定めるところにより、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 補助金額の2分の1に相当する額

(2) 前号に定める以外の場合 補助金額の全額

2 前項に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる補助金の交付を受けた者においてやむを得ない事情があると本市と新潟県が協議して認めたときは、同項の規定を適用しないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年3月3日から適用（以下「適用日」という。）する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、適用日以後に本市に転入した者に適用し、適用日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

移住元に関する要件	移住先に関する要件	その他の要件
<p>1 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上東京都特別区の区域（以下「東京23区」という。）に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>2 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>3 東京圏のうち条件不利地</p>	<p>1 長岡市に住民票を移して転入したこと。</p> <p>2 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>3 補助金の申請日から5年以上、長岡市に継続して居住する意思を有していること。</p>	<p>1 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>2 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に定める在留資格のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</p> <p>3 その他新潟県及び長岡市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>

域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。		
--	--	--

備考

- 1 東京23区への通勤については、雇用される者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていたときに限る（以下同じ。）。
- 2 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。